

特定有害物質及び指定基準

特定有害物質の種類		指定基準		備考
		土壌溶出量基準 (mg/L)	土壌含有量基準 (mg/kg)	
第一種特定有害物質 (揮発性有機化合物)	クロロエチレン	0.002 以下	—	平成 29 年 4 月 1 日追加
	四塩化炭素	0.002 以下	—	
	1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	—	
	1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	—	平成 26 年 8 月 1 日改正 (旧溶出量基準 0.002mg/L)
	1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	—	平成 31 年 4 月 1 日改正 (旧基準はシス体のみ)
	1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	—	
	ジクロロメタン	0.02 以下	—	
	テトラクロロエチレン	0.01 以下	—	
	1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	—	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	—	
	トリクロロエチレン	0.03 以下⇒0.01 以下	—	下線 : R3. 4. 1 改正
	ベンゼン	0.01 以下	—	
	第二種特定有害物質 (重金属等)	カドミウム及びその化合物	0.01 以下⇒0.003 以下	150 以下⇒45 以下
六価クロム化合物		0.05 以下	250 以下	
シアン化合物		検出されないこと	50 以下 (遊離シアンとして)	
水銀及びその化合物 (うち7割水銀は検出されないこと)		0.0005 以下	15 以下	
セレン及びその化合物		0.01 以下	150 以下	
鉛及びその化合物		0.01 以下	150 以下	
砒素及びその化合物		0.01 以下	150 以下	
ふっ素及びその化合物		0.8 以下	4,000 以下	
ほう素及びその化合物		1 以下	4,000 以下	
第三種特定有害物質 (農薬等)	シマジン	0.003 以下	—	
	チオベンカルブ	0.02 以下	—	
	チウラム	0.006 以下	—	
	ポリ塩化ビフェニル (PCB)	検出されないこと	—	
	有機りん化合物	検出されないこと	—	